

京都市告示第672号

京都市呉竹文化センターの指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都市文化会館条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年3月15日

京都市長 松井 孝治

臨時に開館する日

令和6年9月10日（月）

午前9時 ～ 午後9時30分

（全ての貸館が終了した時点で閉館する）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）